

**平成31年度当初予算(案)及び
平成30年度補正予算(案)における
公定価格の対応について**

平成30年国家公務員給与改定に伴う公定価格の対応について

(公定価格の算定方法)

公定価格の算定にあたっては、人件費・事業費・管理費等について、各々対象となる費目を積み上げて算定しており、そのうち、人件費の額については、国家公務員の給与に準じて算定している。

(国家公務員給与改定に伴う公定価格の取り扱い)

- ・平成30年度の国家公務員給与の改定に応じて、公定価格の平成30年度単価表を改定予定。
(保育士及び幼稚園教諭等 人件費 +0.8%程度)
- ・財源は補正予算において対応する予定。
- ・本年度に実施する国家公務員給与の改定に伴う公定価格の改定は、平成31年度からの公定価格の設定にあたっては、引き継がれることになる。

(実施時期)

平成30年4月1日(遡及適用)

(参考：平成30年人事院勧告に伴う国家公務員給与改定の内容)

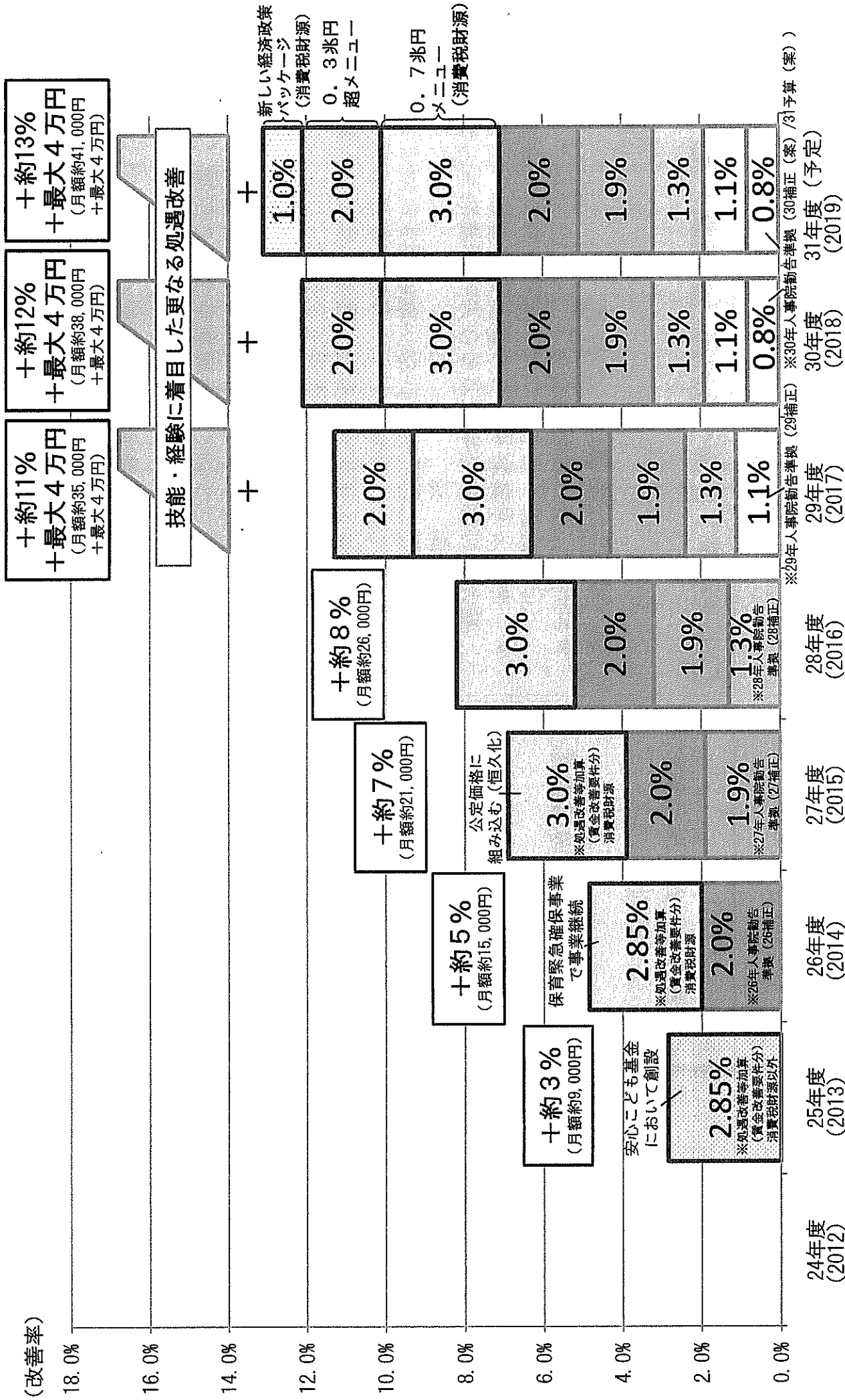
- ①俸給表の水準を引上げ
- ②勤勉手当の引上げ(0.05月分)

2019（平成31）年度の公定価格について

○2019（平成31）年度の公定価格については、以下のとおり2段階の改定を行う予定。

2019年4月～	2019年10月～
<p>○保育士等の1%の処遇改善 > 処遇改善等加算Ⅰ（賃金改善要件分）の1%上乗せ（全施設共通）</p> <p>○非常勤講師配置の加算化 > 基本分単価に含まれる非常勤講師配置にかかる費用の配置実態に応じた加算化（1号認定子ども利用定員35人以下又は121人以上の幼稚園・認定こども園）</p> <p>○居室訪問型保育事業の保育提供日数に応じた給付 > 常態的に保育を提供しない日の調整について、土曜日 に保育を提供しない場合の考え方を適用</p> <p>〈その他〉 ・ 処遇改善等加算Ⅰ・Ⅱの賃金改善の確認方法等の運用改善を検討</p>	<p>○消費税率10%への対応（全施設共通）</p> <p>○幼児教育の無償化への対応 > 利用者負担の無償化（3号認定子どもについては市町村民税非課税世帯） > 1号・2号認定子どもも副食費相当額の加算化及び支援対象の拡大（年収360万円未満相当の世帯及び第3子以降）※ ※新制度に移行していない幼稚園を利用する保護者については、地域子ども・子育て支援事業の「実費徴収に係る補足給付を行う事業」により、新制度園の保護者と同様の世帯等を支援</p> <p>○栄養管理加算の拡充 > 現行、栄養士の嘱託のための費用を措置している栄養管理加算について、非常勤栄養士の配置（週3日程度）を可能とするよう拡充（全施設共通）</p> <p>○チーム保育推進加算の要件の緩和 > 加算の要件である施設における職員の平均勤続年数を、15年以上から12年以上に緩和（保育所）</p>

保育士等の処遇改善の推移



※ 処遇改善等加算（賃金改善要件分）は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施
 ※ 各年度の月額給与改善額は、予算上の保育士の給与改善額
 ※ 上記の改善率は、各年度の予算における改善率を単純に足し上げたものであり、24年度と比較した実際の改善率とは異なる。

2019(平成31)年度予算案におけるチーム保育推進加算及び栄養管理加算の拡充について

- 保育所等の体制充実を図るため、2019年10月より、
- ① チーム保育推進加算については加算要件を緩和するとともに、
- ② 栄養管理加算について嘱託職員分の費用を措置しているものを非常勤職員の配置に係る費用の措置まで拡充を図る。

	2019年9月まで	2019年10月以降
チーム保育推進加算	<p>(加算概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。 ○ 以下の場合、1名分の保育士人件費相当分を加算 <ul style="list-style-type: none"> ① 必要保育士数（公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置 ② チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築 ③ 職員の平均勤続年数が<u>15年以上</u> ④ 加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること 	<p>(加算概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ チーム保育体制の整備により、保育士の負担軽減や、キャリアに応じた賃金改善による定着促進を通じた全体としての保育の質の向上を図る。 ○ 以下の場合、1名分の保育士人件費相当分を加算 <ul style="list-style-type: none"> ① 必要保育士数（公定価格の基本分単価及び他の加算等の認定に当たって求められる数）を超えて保育士を配置 ② チームリーダーの位置付け等チーム保育体制を整備し、キャリアを積んだ保育士が若手保育士とともにチームで保育する体制を構築 ③ 職員の平均勤続年数が<u>12年以上</u> ④ 加算分による増収は、キャリアを積んだ保育士の賃金増や人員配置の増、当該保育所全体の保育士の賃金改善に充てること
栄養管理加算	<p>(加算概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算 ○ 栄養士を嘱託するための費用を措置 	<p>(加算概要)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 食事の提供にあたり、栄養士を活用して、栄養士から献立やアレルギー、アトピー等への助言、食育等に関する継続的な指導を受ける施設に加算 ○ 栄養士を嘱託する場合のほか、<u>非常勤栄養士（週3日程度）を配置する場合の費用を措置</u>

2019年度 幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態調査について（案）

資料7

1. 背景・目的

子ども子育て支援新制度施行後5年の見直しに合わせた公定価格の検討に資するよう、幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態を把握する。

「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（平成30年12月20日 経済財政諮問会議）

（2019年度～）

教育・保育給付費の基礎となる公定価格について、経営実態調査のあり方を検証しつつ、経営実態や収益性、公費負担の範囲などの観点から公定価格全体の適正化について早急に検討を加え、予算にその内容を反映する。

2. 調査対象等

- 調査対象：幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業所（小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育）
- 調査時点：2019年3月時点（収支については、2018年度実績）
- 調査時期：2019年度に速やかに実施
- 調査方法：施設の所在地・規模を考慮して、無作為抽出

3. 主な調査内容

- ①概要（2019年3月時点） 設置主体、児童数、事業の実施状況 等
- ②収支の状況（2018年度） 公定価格における年間の収支差
- ③職員の給与（2019年3月分） 職種別の勤続年数や支給額（支給額については2017年と2019年との比較）
- ④職員の配置（2019年3月時点） 職種別の配置状況

※調査内容については現時点でのものであり、今後の検討状況によっては変更が生じる可能性あり。

公定価格に関する議論の整理（抜粋）

平成30年1月17日子ども・子育て会議

○運営実態を踏まえた公定価格設定の適正化

（今後の方向性）

- 公定価格の個々の経費の設定と実際の運営コストとの比較による公定価格の検証・分析を踏まえた設定
- 公定価格の基本単価部分の加算化・減算化の検討
- 複数施設を設置している法人に係る調整措置についての具体的な検討

○教育・保育の質の向上

（今後の方向性）

- 29年度の人事院勧告を踏まえた給与改善が適切に反映された公定価格の設定
- 処遇改善等加算などの職員給与への反映状況に関する実態把握と検証・分析
- 子ども・保護者のための保育の質の「見える化」のための具体的方策の促進の検討
- 0.3兆円超の質の向上の実現に向けた必要な財源の確保

○経営実態調査を含めた今後の実態把握のための課題

（今後の方向性）

- 調査の設計・方法等に関する検討
 - ・ 各種法人会計基準等の違いを踏まえた評価方法の検討
 - ・ 公定価格による収支と、公定価格に含まれない補助事業、地方単独事業、実費徴収等による収支を区分する方法の検討
 - ・ 経営実態調査で把握する収支差に教育・保育に係る収支以外の借入金利息や本部繰入金を含めるかどうかの検討
- 経営実態調査以外の公定価格の検証方法の検討
- 有効回答を確保するための経営実態調査の記入者負担の軽減方法の検討（ICTの活用を含む）
- 経営実態調査の実施時期を含めた公定価格の見直し周期の検討

○公定価格の設定及び経営実態の把握の在り方に関する調査研究事業

次回経営実態調査に向け、「公定価格に関する議論の整理」において整理された事項について、「幼稚園・保育所・認定こども園等の経営実態の把握の在り方等に関する調査研究事業」(内閣府)において有識者の意見を伺いつつ、対応方針を検討した。検討状況は以下のとおり。

公定価格に関する議論の整理	検討状況
<p>■ 調査の設計・方法等に関する検討 ※有識者の意見を伺いつつ、対応方針を検討</p> <p>・各種法人会計基準等の違いを踏まえた評価方法の検討</p>	<p>学校法人会計においては、基本金組入額を収支差額から控除すること、社会福祉法人会計においては、国庫補助金等特別積立金取崩額を、費用から控除する項目としており、収支の評価は、それぞれの会計基準に応じて行うことが適当。 なお、企業会計においては、経理上の処理である圧縮記帳を前提とすることで国庫補助金等特別積立金取崩額と同様の効果が得られるため、現状の調査項目のままとする。</p>
<p>・公定価格による収支と、公定価格に含まれない補助事業、地方単独事業、実費徴収等による収支を区分する方法の検討</p>	<p>いずれの会計基準においても、支出についても、地方単独補助事業等を区分した処理を求めておらず、調査上記入を求めるとは困難である。 また、地方単独補助事業等について、その収支は均衡するものと想定され、収支差への影響は限定的なものと考えられる。そのため、前回同様、それらを含めた収支差とする。</p>
<p>・経営実態調査で把握する収支差に教育・保育に係る収支以外の借入金利息や本部繰入金を含めるかどうかの検討</p>	<p>①借入金利息について 經常収支を把握するため、介護制度の経営実態調査と同様に費用として計上する。合わせて利息収入についても計上する。 教育・保育の対象以外の事業を行っている場合は、介護制度と同様(※)の期末残高割合に応じた按分等の方法を検討する。 (※)「介護保険の給付対象事業における会計の区分について」(H13.3.28老振発第18号)</p> <p>②本部繰入金について 施設運営上必要な本部繰入金については、費用として計上することとする。</p>
<p>■ 経営実態調査以外の公定価格の検証方法の検討</p>	<p>公定価格の見直しの検討にあたっては、収支だけでなく、職員配置や給与水準等を含めて検討することが必要であり、現時点においては、経営実態調査として実施することが適当と考えられる。 また、(独)福祉医療機構の社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのデータ等、既存データの活用については、引き続き検討を行う。</p>
<p>■ 有効回答を確保するための経営実態調査の記入者負担の軽減方法の検討 (ICTの活用を含む)</p>	<p>前回同様、紙による調査票に加え、インターネット上に専用ホームページを設け、Excelデータでの記入を可能とする。 また記入要領を充実することにより記入者負担の軽減を図る。 (独)福祉医療機構の社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムのデータ等、既存データの活用については、引き続き検討を行う。</p>
<p>■ 経営実態調査の実施時期を含めた公定価格の見直し周期の検討</p>	<p>まずは、子ども・子育て支援新制度施行後5年の見直しに合わせた公定価格の検討に資するよう2019年度に経営実態調査を実施する。</p>

※上記のほか、収支差のみで判断するのではなく、公定価格の検討に資するよう各種加算の取得状況、開所日数等、運営実態を把握するための調査項目を盛り込む予定。